

令和8年度 就学援助(新入学児童準備金)制度について

来春、小学校にご入学されるお子さんが学校で楽しく勉強できるよう、経済的支援を必要とするご家庭に新入学費用を援助する制度があります。

1 対象となる方

山形市にお住まいで、山形市立の小学校へ入学予定のお子さんの保護者のうち、経済的支援を必要とする保護者の方。

※収入審査があります。

※生活保護を受給している方は、申請不要です。

2 提出するもの

(1) 申請書

・「山形市ホームページ」からダウンロードできます。

・「山形市役所8階 教育総務課」で配付しています。

※山形市ホームページから、キーワード検索で「就学援助」と入力。

もしくは、下記QRコードから山形市ホームページをご覧ください。

→「令和8年度 就学援助(新入学児童準備金)制度のご案内」を確認ください。

※添付書類がそろっていれば、教育総務課の窓口で記入できます。

※口座情報(口座名義人、銀行名、支店名、預金種別、口座番号)の記入が必要です。
確認できるものをご準備ください。

(2) 添付書類(該当する方のみご提出ください)

① **雇用保険受給資格者証(第1面から第4面)の写し**

⇒令和7年中に雇用保険(失業手当)を受給した方

② **令和8年度課税(所得)証明書**

⇒令和8年1月1日時点で山形市に住民票がなかった方

※住民票上同一世帯で18歳以上の方全員分必要です

※令和8年1月1日時点で住民票があった市区町村役場で取得してください

③ **家賃のわかる契約書、通知書等のコピー**

⇒アパート、借家、公営住宅等にお住まいの方(持ち家の方は不要)

④ **り災証明又は被災証明**

⇒東日本大震災により、山形市に避難している方

3 受付期間

令和8年11月30日(月)まで随時受付を行います。

4 提出先

山形市役所8階教育総務課学事係に提出ください。

5 支給額

57,060円

6 支給時期

令和9年2月頃に指定の口座に振込予定です。

制度のご案内についてはこちらから⇒



7 注意事項

- (1) 認定の目安となる収入等については、世帯構成員の年齢等により世帯ごとに異なります。お問い合わせいただいても回答はできません。
あくまでも参考ですが、下表がおおよその目安となります。
- (2) 受付期間までに書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。
- (3) 郵送での受付も行いますが、費用は実費となります。書類に不備があった場合は、受付できませんのでご注意ください。また、書類の紛失・破損等の責任は負えませんのでご了承ください。

○基準例

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの住民票上同一世帯全員分の収入金額合計が基準以下の方が該当します。

表はあくまでもおおよその目安で持ち家の方の額です。ご注意ください。

(参考)

世帯数	家族構成	令和7年分収入額※
2人	保護者1名(40歳) 年長児1名(5歳)	おおよそ1,900,000円以下
3人	保護者1名(40歳) 小学生1名(8歳) 年長児1名(5歳)	おおよそ2,550,000円以下
3人	保護者1名(40歳) 中学生1名(14歳) 年長児1名(5歳)	おおよそ2,700,000円以下
4人	保護者2名(40歳) 小学生1名(8歳) 年長児1名(5歳)	おおよそ2,950,000円以下
4人	保護者1名(40歳) 中学生1名(14歳) 小学生1名(8歳) 年長児1名(5歳)	おおよそ3,200,000円以下
5人	保護者2名(40歳) 小学生1名(8歳) 年長児1名(5歳) 祖父母1名(70歳)	おおよそ3,200,000円以下

(注意1) 基準額は、家族構成、年齢、家賃等によって異なります。

(注意2) 賃貸住宅にお住まいの方は上記収入額に家賃分が加算されます。

※ 収入額とは、給与所得者・年金所得者等の場合は控除前の金額です。

事業(その他)収入の場合は、事業収入額から必要経費を差し引いた金額です。

(注意3) 上記表の収入額は給与収入、年金収入、営業等所得、失業手当等の総額となります。

8 小学校入学後の就学援助申請について

小学校入学後も就学援助制度の利用を希望する場合は、令和9年度就学援助申請が必要となります。入学予定の小学校の入学説明会等でご案内する予定です。忘れずにお手続きください。

《お問合せ先》

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3-25

山形市教育委員会 教育総務課学事係(山形市役所8階)

電話 023-641-1212(内482) FAX 023-676-8755

